

平成30年5月10日

各国公私立大学長
各公私立短期大学長
各公私立短期大学部長
各大学共同利用機関法人機構長
各国公私立高等専門学校長 殿
国立教育政策研究所長
科学技術政策研究所長
文部科学省所管の各独立行政法人の長

国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム

鈴木睦昭

海外遺伝資源の利用における大学対応体制に関するアンケートのお願い

平成 5 年 12 月に発効した生物多様性条約により、締約国である我が国でも、海外からの遺伝資源の取得とその利用によって生じた利益の配分(Access and Benefit-Sharing: ABS)への対応が必要となりました。さらに、平成 22 年には ABS の仕組みを円滑に運営するための国際条約である「名古屋議定書」が採択され、平成 29 年 5 月 18 日に我が国の名古屋議定書の締結及び ABS 指針の公布がなされました。同日、文部科学省から大学・研究機関に対して「研究機関等における遺伝資源の取扱いについて（29 振ライ第 6 号）」（参考資料 3）が通知され、「大学等において取り組むこと」として、特段の御配慮をお願いする下記の内容がお知らせされました。

（1）担当部署・担当者の明確化

大学等に所属する研究者が相談できる環境整備として、海外の遺伝資源の取扱いに関する担当部署・担当者を明確にすること。

（2）現状把握

大学等における体制構築に当たっては、機関内における海外の遺伝資源の利用状況を把握すること。

（3）機関内プロセス及びルール作り

海外の遺伝資源を適法に取得及び利用する手続きを行うために、機関内における遺伝資源の取得及び利用のプロセス及びルールを整備すること。

（4）機関内周知

遺伝資源の取得及び利用に関わる研究者及び事務職員に対し、条約及び指針の遵守を目的として啓発活動等を実施すること。

（参考資料として文部科学省通知（29 振ライ第 6 号）を添付いたしました。）

上記の通知（29 振ライ第 6 号）から約 1 年が経過し、国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チームでは、大学・研究機関による海外遺伝資源の利用と ABS への対応体制の現状の把握のため、貴大学・研究機関へのアンケートをお願いし、ご連絡を差し上げております。誠に忙しいところ恐縮ではございますが、各研究機関の ABS 対応をご担当される部署、あるいは我々のチームとの連絡窓口の方に、同封のアンケートへのご回答をお願いし、たく存じ上げます（締め切り：5 月 31 日正午）なお、ご回答は、以下の URL (<https://goo.gl/Lgtu3H>) から Web アンケートでご回答いただくか、記入済みアンケートを fax にて、またはスキャンしたアンケートを電子メールに添付していただき下記までお送り下さい。ご回答は、機関名が出ない状態（統計値）で公表する場合があります。また ABS に関連した支援に関してご担当者・ご連絡者の方にご連絡することがありますが、ご理解いただければと思います。

[担当]

国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム
鈴木、鹿児島、岡村、中田
e-mail: abs@nig.ac.jp
URL: <http://idenshigen.jp>
Tel: 055-981-5831
Fax: 055-981-5832